

令和 6 年 度

事 務 概 要

兵 庫 県 教 育 委 員 会

目 次

I 組 織

- | | |
|------------|---|
| 1 教 育 長 | 4 |
| 2 教 育 委 員 | 4 |
| 3 教育委員会組織図 | 5 |

II 予 算

- | | |
|-------------|---|
| 1 予 算 の 概 要 | 7 |
|-------------|---|

III 施 策

- | | |
|-----------|----|
| 1 重要施策体系表 | 9 |
| 2 重要施策の概要 | 10 |

I 組 織

1 教 育 長

2 教 育 委 員

3 教育員会組織図

1 教 育 長

区 分	氏 名	就任年月日	備 考
教 育 長	藤 原 俊 平	R4. 4. 1	

2 教 育 委 員

区 分	氏 名	就任年月日	備 考
委 員	空 地 顕 一	H29. 10. 13	(教育長職務代理者)
委 員	横 山 由 紀 子	R02. 04. 01	(教育長職務代理者)
委 員	並 河 寿 美	R02. 10. 11	(教育長職務代理者)
委 員	井 上 真 二	R04. 10. 08	(教育長職務代理者)
委 員	宮 脇 新 也	R05. 10. 12	(教育長職務代理者)

Ⅱ 予 算

1 予算の概要

1 予算の概要

(単位：千円)

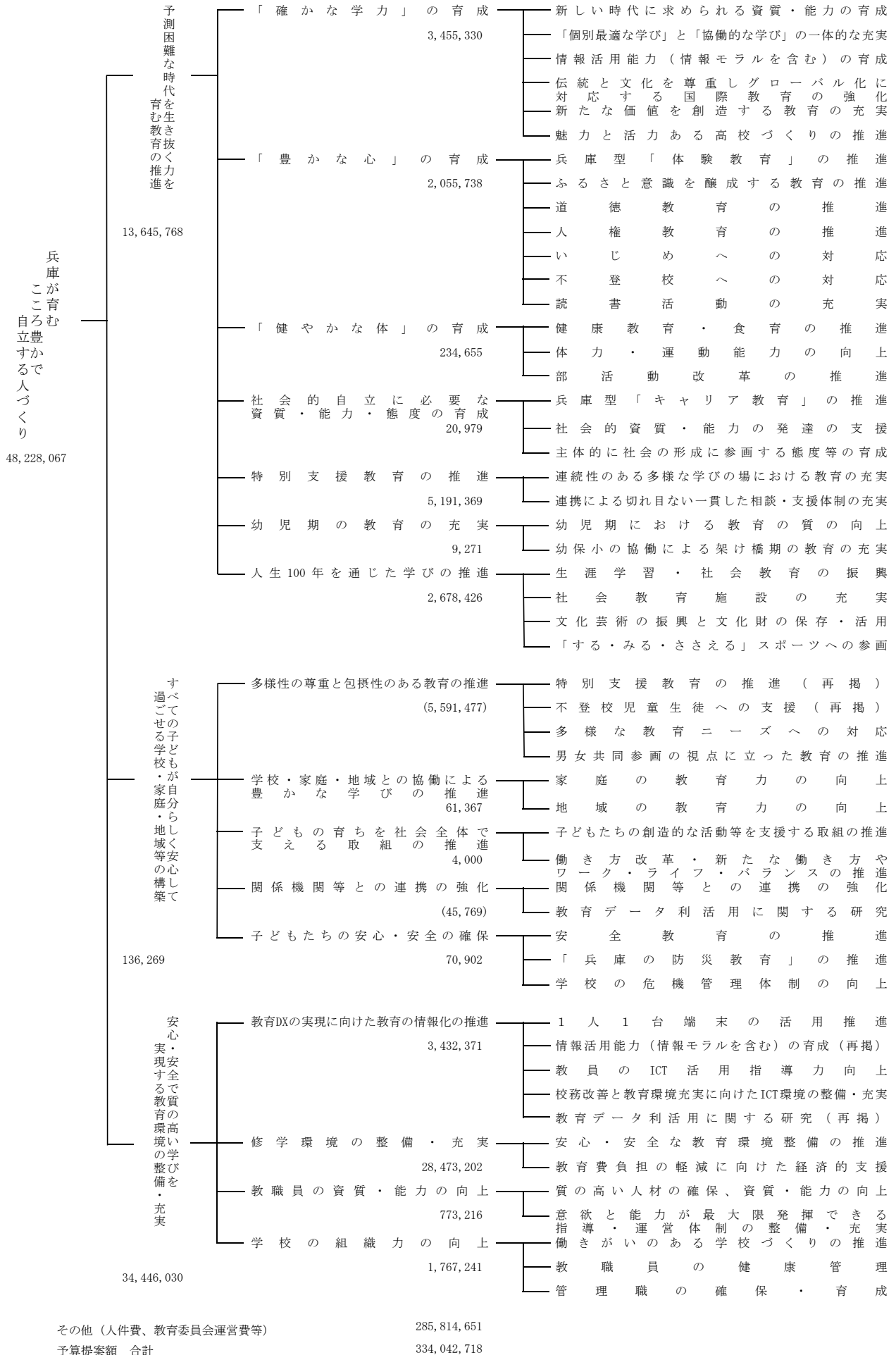
	区 分	令和5年度	令和6年度					B/A
		当初予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
		A	B					
一 般 会 計	教育推進費	13,272,259	(16,428,187) 16,152,089	(2,337,396) 2,327,548	(3,538,274) 3,532,773	154,200	(10,398,317) 10,137,568	121.7%
	学校運営費	8,716,058	9,058,491	1,009,867	464,578	379,000	7,205,046	103.9%
	学校整備費	11,338,907	14,405,619	718,618	48,000	10,490,100	3,148,901	127.0%
	小 計	33,327,224	(39,892,297) 39,616,199	(4,065, 881) 4,056,033	(4,050,852) 4,045,351	11,023,300	(20,752,264) 20,491,515	118.9%
	高等学校等 就学助成費	8,777,982	8,727,081	8,684,108	0	30,900	12,073	99.4%
	人 件 費	273,016,105	(285,618,488) 285,602,010	48,887,324	16,396,509	0	(220,334,655) 220,318,177	104.6%
	計	315,121,311	(334,237,866) 333,945,290	(61,637, 313) 61,627,465	(20,447,361) 20,441,860	11,054,200	(241,098,992) 240,821,765	106.0%
特別 会計	勤労者総合福 祉施設整備 事業特別会計	251,067	(240,067) 97,428	(7,000) 1,700	(233,067) 95,728	0	0	38.8%
合 計		315,372,378	(334,477,933) 334,042,718	(61,644,313) 61,629,165	(20,680,428) 20,537,588	11,054,200	(241,098,992) 240,821,765	105.9%

Ⅲ 施 策

- 1 重要施策体系表
- 2 重要施策の概要

第4期 ひょうご教育創造プラン体系表

兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり
 第4期重点テーマ 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成



2 重要施策の概要

I 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

1 「確かな学力」の育成

(1) 新しい時代に求められる資質・能力の育成

- ① 新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、学習指導要領の趣旨が各学校で理解され実施されるよう、各種研修等に取り組む。
- ② 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、小・中学校9年間を見通した学力向上を図るため、「活用・表現力」の育成に向けた国語科授業改善研究及び専科教員の指導力向上研修等を行う「ひょうご学力向上推進プロジェクト」に取り組む。
- ③ 国の35人学級編制の段階的導入や、小学校5、6年生への専科教員による教科担任制の強化を踏まえ、国の加配措置を最大限に活用した「兵庫型学習システム」を推進する。
- ④ 授業中や放課後に地域人材を活用した学習補充及び学習支援を実施し、市町及び学校における学力向上や小学校英語教育の充実に向けた取組を促進する。
- ⑤ これからの社会で求められる資質・能力を育成するための授業改善に取り組む県立学校を指定し、カリキュラム開発を行う「ひょうご学力向上実践研究事業」を実施する。

(2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ① 1人1台端末の最大限の活用、きめ細かな指導体制の充実、実践的な研修、地域人材の活用等を通し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるため、重点校を指定し、授業研究やカリキュラム・マネジメントの研究、教科ごとのグループ会議、学識経験者から評価を得る全県研修会等を実施し、授業改善に取り組む。

(3) 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成

- ① 情報モラル教材「ひょうごGIGAワークブック」等の活用を通じて、情報社会におけるルールやマナーの習得、インターネット利用に当たっての危機の回避や情報セキュリティに関する知識の習得等、発達段階に応じた情報モラル教育の取組を推進する。
- ② 学校におけるプログラミング教育を推進するため、「兵庫県版プログラミング教育スタートパック」を活用しながら、学年間・校種間の接続を踏まえた系統的な年間

指導計画等を作成し、情報の科学的な理解を深める学習活動を実施する。

(4) 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する国際教育の強化

- ① 小学校の外国語教育を推進するため、指導資料「英語教育の充実に向けて」や小学校5、6年生向け外国語指導用映像資料等の活用など授業力の向上を図る。
- ② 語学力の向上を図るとともに、高等学校段階において、探究活動を通じた課題発見・解決能力の育成やシビックプライドの醸成を図りながら、グローバルな視点を持ち、地域社会の活性化を担う人材を育成する。
 - (ア) CEFR A2 相当以上を達成した生徒の割合 60%以上を目指し、「英語教育重点指定校」を指定し、BYOD 端末を活用して、英語学習アプリと ALT による指導を効果的に融合させる授業実践及び英語学習指導を行う。
 - (イ) グローバルに活躍できる人材育成を目指し、「ひょうごリーダーハイスクール」を指定し、総合的で創造的な探究活動を行うとともに、県内の学校への成果を普及する。
 - (ウ) 生徒が海外の姉妹校等での学習やホームステイにより交流を深めるとともに、異文化に触れ、自身の学びを深めるための海外留学費用を補助することにより、高校生の海外留学を促進し、グローバルな視点・能力の育成につなげる。
- ③ 全ての高等学校に外国語指導助手 (ALT) を配置する「グローバル・イングリッシュ・プロジェクト」を実施する。
- ④ 中国広東省及び海南省との教育協定に基づき、文化・価値観の違いを実感できる体験活動プログラムによる高校生の相互交流を実施する。
- ⑤ グローバルに活躍する技術者精神を醸成するため、工業高校生が海外の工業高校生と技能コンテスト等を通じて技術交流を行う「海外工業高校生との技術交流事業」を実施する。
- ⑥ 教員及び学校管理職の教育分野における国際的視野を高めるため、西オーストラリア州、ワシントン州への教員長期派遣や西オーストラリア州、タイ王国との学校管理職交流を実施する。
- ⑦ 外国人児童生徒の学習機会の充実を図るため、入試において特別枠選抜を設けるとともに、入学した外国人生徒の学習活動等を支える支援員を設置する。

(5) 新たな価値を創造する教育の充実

- ① 小・中学校における観察・実験活動等を充実するため、企業研究者による先端科学技術に関する実験などの特別授業の実施や、専門性の高い高校教員等による小学校での研修会を開催する「サイエンス・トライやる事業」を実施する。
- ② 本県で開催される全国の中学生が科学の思考力・技能を競う「科学の甲子園ジュニア全国大会 (科学技術振興機構 (JST 主催))」の予選を兼ねた「数学・理科甲子園ジュニア2024 (県大会)」を開催する。
- ③ 全国の高校生が科学の思考力・技能を競う「科学の甲子園全国大会 (JST 主催)」

の予選を兼ねた「数学・理科甲子園（県大会）」を開催する。

- ④ 高校生が自ら課題を見だし、解決し、実践する力を育成するため、次世代の科学技術について企業や大学等と連携した研究発表会「サイエンスフェア in 兵庫」を開催する。
- ⑤ 先進的な理数教育による創造性豊かな人材育成に取り組む、国の「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」指定校を支援する。併せて、県内の小・中・高等学校教員と連携を図り、合同発表会や共同研究等を通して、取組成果を県内の高等学校へ普及する。
- ⑥ 文理融合型のカリキュラムを開発し、独創的発想と卓越した技術の知識を活かし、新たな価値や課題解決への道を切り拓く人材を育成する兵庫型「STEAM 教育」を推進する。
- ⑦ グローバルに活躍できる人材育成を目指し、「ひょうごリーダーハイスクール」を指定し、総合的で創造的な探究活動を行うとともに、県内の学校への成果を普及する。【再掲】

（6）魅力と活力ある高校づくりの推進

- ① 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき県立高等学校の魅力・特色づくりの推進、県立高等学校（全日制）の望ましい規模と配置の検討、入学者選抜制度・方法の工夫と改善を推進する。
- ② 各校が定めた教育目標に基づき、日々の教育活動の中で創意工夫に努め、「学びたいことが学べる学校づくり」を一層推進するため、全県立高等学校の特色ある取組を支援する。
- ③ 地域社会の一員としての自覚と態度を育み、兵庫県を支える人材づくりを推進するため、生徒自らがふるさとの未来・在り方を考察・実践する「高校生ふるさと貢献・活性化事業」を実施する。
- ④ 令和7年度の発展的統合に向け、統合校の具体的なカリキュラムや指導・運営体制等の検討を進めるとともに、対象校同士の交流と教育活動の活性化を図るため、学習発表会やスポーツ大会の合同開催を支援する。
- ⑤ 普通科改革（学校教育法施行規則一部改正）を踏まえ、文理探究科・地域科学探究科・STEAM 探究科への改編を進める学校に対し、運営指導委員会の設置やコーディネーターの配置により、関係機関との連携協力体制や校内の組織体制の構築、カリキュラム開発等を引き続き支援する。
- ⑥ 高等学校段階における高度なプログラミングや文理横断的な探究学習等を推進するため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施し、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化する学校に対して、高性能コンピューター等の ICT 機器等の環境整備を行う。
- ⑦ 全国の高校生が科学の思考力・技能を競う「科学の甲子園全国大会（科学技術振

興機構(JST 主催)」の予選を兼ねた「数学・理科甲子園（県大会）」を開催する。

【再掲】

- ⑧ 高校生が自ら課題を見だし、解決し、実践する力を育成するため、次世代の科学技術について企業や大学等と連携した研究発表会「サイエンスフェア in 兵庫」を開催する。**【再掲】**
- ⑨ 国の「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」指定校を支援するとともに、合同発表会や共同研究等を通して、取組成果を県内の高等学校へ普及する。**【再掲】**
- ⑩ 語学力の向上を図るとともに、高等学校段階において、探究活動を通じた課題発見・解決能力の育成やシビックプライドの醸成を図りながら、グローバルな視点を持ち、地域社会の活性化を担う人材を育成する。**【再掲】**

2 「豊かな心」の育成

(1) 兵庫型「体験教育」の推進

- ① 児童生徒の発達段階に応じた体系的な兵庫型「体験教育」に取り組む。
 - (ア) 全ての小学校等3年生を対象に、自然に対する畏敬の念、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する体験活動を充実するため、「環境体験事業」を実施する。
 - (イ) 全ての小学校等5年生を対象に、社会性や規範意識に加え、課題を解決する力や自分自身の可能性を理解する力を育成するため、自然の中で長期宿泊体験を行う「自然学校」を実施する。加えて、冬季における体験プログラムの活用を周知する。
 - (ウ) 全ての中学校等1年生を対象に、芸術文化に親しむ体験活動の充実を図るため、県立芸術文化センター管弦楽団による「わくわくオーケストラ教室」を実施する。
 - (エ) 全ての中学校等2年生を対象に、社会的自立に必要な能力を育成するため、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した体験活動を行う「トライやる・ウィーク」を実施する。
 - (オ) 生徒自らがふるさと未来・在り方を考察・実践する「高校生ふるさと貢献・活性化事業」を実施する。**【再掲】**
 - (カ) 全ての高等学校において、生徒一人一人の勤労観、職業観や職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、将来めざす職業に関わる職場や地域の企業等におけるインターンシップを実施する。
 - (キ) 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の自立や社会参加を支援するため、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動の充実を図る。また、地元住民や小・中・高等学校の児童生徒を招いて、絆を深める交流活動を集中的に実施する。
- ② 様々な環境における体験の積み重ねを通して、失敗を恐れず困難や逆境に立ち向かう力や心のしなやかさ等、児童生徒のレジリエンスの醸成に取り組む。

- ③ 子どもたちが仲間との絆を深めたり、社会や地域に広げたりすることができる活動や競技を推進し、子どもたちの自尊心・自立心や主体的に他者と協力・協働できる力を育成する「ひょうごっ子“絆”プロジェクト」を実施する。
- ④ 兵庫型「体験教育」の魅力を発信するとともに、校外学習や体験活動に活用可能なフィールドパビリオンのモデルコースを作成し、広く発信することにより、フィールドパビリオンの学校行事等での活用を促進し、多様な体験活動の充実を図る。

(2) ふるさと意識を醸成する教育の推進

- ① 身近にある自然・産業・伝統等について、その背景等も含め解説する冊子「ふるさと兵庫 魅力発見！」を中学校の総合的な学習の時間等で活用する。また、多くの県民に触れてもらうため、県内の書店等での一般販売を継続する。
- ② 生徒自らがふるさととの未来・在り方を考察・実践する「高校生ふるさと貢献・活性化事業」を実施する。【再掲】

(3) 道徳教育の推進

- ① 兵庫県に関係する人々のエピソードや地域の話題等で構成する「兵庫版道徳教育副読本」を道徳科での学びはもとより、学校教育活動全体で活用するとともに、家庭における活用を促す。また、道徳教育実践推進協議会を設置し、道徳教育推進地域における実践研究に取り組む。
- ② 教員の実践的な授業力の向上や道徳教育の推進体制の一層の充実を図るため、道徳教育推進教師等を対象に道徳教育実践研修を実施する。また、道徳教育推進地域における実践研究成果を普及・啓発する。
- ③ 国際社会の平和や発展に貢献する力を育成するため、社会の一員としての自覚のもと、多様な考えをもつ他者と協働する態度等、平和を愛する心を育む教育に教育活動全般を通じて取り組む。

(4) 人権教育の推進

- ① 児童生徒の発達段階に応じ、子ども、女性、障害者、拉致問題など国が示している13の個別の人権課題に応じて具体的な態度や行動に現れるよう取り組む。
- ② 多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うため、家庭・地域との連携のもと多文化共生にかかわる事業に取り組む。
 - (ア) 子ども多文化共生教育を推進する中核施設として、就学支援に関する各種多言語版資料の提供や、教育相談、情報提供等を行う「子ども多文化共生センター」を運営する。
 - (イ) 増加している外国人児童生徒等の学習支援や心の安定を図る取組などによる学校生活への早期適応を促進するため、日本語指導が必要な児童生徒等の母語を話すことができる「子ども多文化共生サポーター」の派遣を拡充する。
 - (ウ) 日本語（生活言語・学習言語）の習得と基礎学力の定着を図るため、小・中学校

において日本語指導が必要な外国人児童生徒等を対象に日本語指導を推進する「日本語指導支援推進校事業」を実施する。

(エ) 市町と連携しながら外国人児童生徒等が散在する地域における受入促進及び日本語指導の充実支援体制の整備について実践的に研究する「外国人児童生徒等に対する教育支援事業」を実施する。

③ 地域における人権課題の解決に向け、一人一人の人権が尊重され、心と心が豊かにつながる地域づくりを推進するため、社会教育における人権教育を総合的に推進する「地域に学ぶ人権学習推進事業」を実施する。

④ 兵庫県人権啓発協会等と連携し、児童生徒の発達段階に応じた人権教育資料を効果的に活用し、拉致問題や多様な性等についての学習を実施する。

(5) 不登校への対応

[不登校等対策の推進]

① 県、市町、学校、関係機関等、全県一丸となって不登校児童生徒支援を推進する体制を構築し、不登校対策に総合的に取り組む。

ー学校における取組ー

(ア) 校内サポートルーム(校内教育支援センター)の設置を促進し、個に応じた不登校児童生徒への支援体制の充実を図るため、不登校児童生徒支援員の配置を支援する。

(イ) 各学校において、学校不登校対策チームを設置し、不登校対策支援プランを作成、点検、改善により組織的・計画的に対応する。

(ウ) 児童生徒への理解を深め、児童生徒が「一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感する、授業づくりや学級づくりの充実に取り組む。

(エ) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒がSOSを出す力を身に付ける教育の促進を図る。

(オ) 定期的なアンケートや教育相談により、児童生徒の些細な変化に気づく(ストレスチェック)とともに、各学校に設置した学校不登校対策チームによるアセスメントとケース会議の実施等、早期の段階から対応できるよう取り組む。

(カ) 教職員が児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげるため、1人1台端末を活用した「心の健康観察」の導入に向けて取り組む。

ー教育行政における取組ー

(ア) 学校や地域において児童生徒と関わる関係機関や学識経験者等による「ひょうご不登校対策推進協議会」を設置し、不登校児童生徒の現状の共有、それぞれが可能な支援や役割の検討及び今後の支援の在り方を検討する。

(イ) 教育事務所、市町や関係機関等による「ひょうご不登校対策地域会議」を設置し、不登校の現状把握・支援の在り方について協議並びに取組における成果と課題の分析・検証を行う。

- (ウ) 市町不登校対策連絡協議会の設置により、管内の不登校の現状把握等に基づき、多様な支援の在り方や取組等に関する協議・情報共有を行う。
- (エ) 各校の不登校担当教員等を対象に、有識者など専門家等による講演や各校の実践発表などを行い、不登校支援の在り方について、成果と課題の分析を行う研修を実施する。
- (オ) 校内サポートルーム（校内教育支援センター）における個に応じた学習や生活に関する支援を行う不登校児童生徒支援員の配置を支援する。【再掲】
- (カ) 不登校対策を総合的に推進するため、県教育委員会事務局内に「不登校対策推進センター」を設置する。
- (キ) 児童生徒、保護者、学校等からの不登校に関する相談や教職員への研修等を行うため、県立総合教育センター内に不登校児童生徒部門を設置する。
- (ク) 保護者等が相談できる関係機関等を周知するチラシを作成し発信する。
- (ケ) 不登校児童生徒一人一人に応じた支援が行われるよう、不登校児童生徒の支援の在り方と県内の学校の実践事例を示した指導資料「不登校児童生徒への多様な支援に向けて」、リーフレット「不登校対策の充実に向けて」等の活用を図る。

－関係機関との連携－

- (ア) 不登校児童生徒の保護者が相談できる機会として、民間施設と連携し、「不登校相談会」を実施する。
- (イ) 県立但馬やまびこの郷において不登校の未然防止、早期対応をはじめ、ICTを活用した支援など総合的な取組を行う。この中で、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを構築する「但馬やまびこの郷サテライト事業」を実施する。また、県内各地の不登校児童生徒の社会的な自立に向けた働きかけと保護者に対する支援を行う「地域やまびこ教室」を開催する。
- (ウ) 不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を充実させるため、フリースクール等の民間施設との意見交換会を実施するとともに、各市町に対して「民間施設に関するガイドライン」の活用を周知する。また、不登校児童生徒への支援に関するチラシの配布を通じて保護者等への情報提供を行う。

－地域との連携－

- (ア) 不登校児童生徒への支援を行うため、教育に関心の高い学生（ハートフレンド）を募集し、市町組合教育委員会が求める人材と結び合わせる人材バンクを創設する。
- (イ) ひきこもり総合支援センター等における不登校児童生徒や保護者を支援する組織や取組等の発信をする。

(6) いじめへの対応

[いじめ問題等への対応]

－いじめ防止のための推進体制の整備－

- ① いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応）の基本的な方針を示した「兵庫県いじめ防止基本方針」に基づき、総合的な対策を推進する。また、有識者による「兵庫県いじめ対策審議会」を開催する。
- ② 県、教育事務所、市町、学校、ひょうごっ子悩み相談センター（県立総合教育センター）、関係機関（児童相談所、県警、弁護士会等）が日頃から連携する体制として「兵庫県いじめ対応ネットワーク会議」を開催する。
- ③ 複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップの下、効果的・機動的に支援が行えるよう、学校・警察OB、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、弁護士等からなる「学校問題サポートチーム」を設置する。

－未然防止－

- ① いじめを許さない集団づくりに向け、道徳の授業や体験活動の継続的な取組等を通じて、他者を思いやる人間性豊かな心の育成に取り組む。
- ② 校長のリーダーシップの下、組織的・機動的に対応するため、すべての学校にいじめ対応チーム等校内組織を設置する。また、「いじめ対応マニュアル」を活用し、現場の多様な課題に対応できる実践力を高める継続的な校内研修を実施する。
- ③ スクールカウンセラー等を活用し、教職員のカウンセリングマインドの向上、児童生徒の心の理解とケアストレス等への対処法を学ぶ授業や個別相談を実施する。
- ④ いじめ問題の理解やいじめ相談窓口等を記したチラシを全保護者及び関係機関に配布する。
- ⑤ 県立総合教育センター内に設置している「心の教育推進センター」において、「いじめ未然防止プログラム」及び「自殺予防に生かせる教育プログラム」の普及と啓発を行う。

－早期発見－

- ① いじめ、暴力行為等の児童生徒の問題行動や不登校に適切に対応するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを拠点小学校と全ての公立中学校に配置する。
- ② 全ての県立学校に「キャンパスカウンセラー」、「スクールカウンセラー」を配置するとともに、家庭・地域・関係機関との連携のもと、いじめ、暴力行為等の問題行動に対する実践的な取組を推進する「高校生心のサポートシステム」を実施する。
- ③ ひょうごっ子悩み相談センターにおける面接（対面又はオンライン）及び24時間ホットラインによる悩み相談、教育事務所に設置する「ひょうごっ子悩み相談センター分室」等により、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ④ 音声通話や面談等による相談に踏み切れない児童生徒に対応するため、SNSを用いた相談窓口「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」を設置する。

－早期対応－

- ① 児童生徒の自殺をはじめ、いじめ重大事態、学校における事件事故等発生時の適

切な初期対応、指導体制の構築を図るため、市町組合教育委員会を対象とした研修を実施する。

- ② 学校だけでは解決困難な問題行動の背景にある児童生徒の置かれた様々な問題に対応するため、関係機関との連携・調整を図る「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」を実施する。
- ③ 小・中学校に配置するスクールカウンセラーへの指導・助言を行うとともに、学校現場で発生した重大な事案に対してサポートする「スクールカウンセラー・スーパーバイザー」を学校問題サポートチームのスクールカウンセラーとして配置する。
- ④ 県立学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応するため、「県立学校問題解決サポートチーム」（高校教育課内）を活用し、学校への適切な指導・助言、解決への協力により課題の早期解決を図る。また、直接、学校が法に基づく助言を得られるよう、弁護士（スクールロイヤー）を配置する。
- ⑤ 児童生徒の問題行動や保護者等からの要望等、学校だけでは解決困難な問題について、小・中学校が直接弁護士から中立的な立場により法に基づく助言を得られる「学校問題解決のための弁護士法律相談事業」を実施する。

（7）読書活動の充実

- ① 「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第5次）」に基づき、読書を通じて豊かな心と創造力を育成するため、子どもたちの発達段階に応じて、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、子どもの読書活動を社会全体で推進する。
- ② 読書に携わる地域人材を活用し、子どもの発達段階に応じて、不読率の低減等に向けて地域と学校が協力して行う取組のモデル構築を図る。

3 「健やかな体」の育成

（1）健康教育・食育の推進

- ① アレルギー疾患や心の問題などの児童生徒の心身の健康課題に対応するため、健康教育研修会を開催するなど、教職員の資質向上等に取り組む。
- ② 学校における薬物乱用防止の教育を推進するため、講師となる教職員等の資質向上研修を実施するとともに、全ての高等学校で薬物乱用防止教室を開催する。
- ③ 特別な配慮、医療機関との連携を必要とする児童生徒の増加に対応するため、経験豊かな退職養護教諭を学校に派遣する。
- ④ がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識や命の大切さに対する理解を深めるため、指導内容や効果的な指導方法を実践する「がん教育総合支援事業」を実施する。
- ⑤ 学校教育活動全体を通じた食育の推進を図るため、有識者会議を開催し、目標設定、実践、評価等の方法を検討する。また、「食育ハンドブック」及び「高等学校における食に関する指導」手引書等を活用し、小・中・高の切れ目のない食育に取り

組む。

- ⑥ 経験の浅い養護・栄養教諭の資質能力向上を目指して、退職教諭を活用し、助言や実務指導を得ることで、養護・栄養教諭の継続的な研修機会の確保や組織的な支援体制を構築する。
- ⑦ 学校給食における地産地消の推進、県産農畜水産物の活用を図るため、全国学校給食週間を「兵庫のめぐみ学校給食事業」と位置付けるとともに、栄養教諭を対象とした研修を実施し、有機農業を含む環境への負荷を低減する農業についての理解を図る。また、食育推進校（兵庫県学校給食・食育支援センター連携事業）において、有機農産物の活用について実践研究に取り組む。

（２）体力・運動能力の向上

- ① 小学校の体育授業充実のため、地域のスポーツ指導者や中学校・高校の体育教員など、専門性に優れた指導者を「体力アップサポーター」として小学校に派遣する『体力アップひょうご』サポート事業」を実施する。
- ② 体育授業において児童生徒の課題に応じた目標設定や振り返り学習などの授業充実を図るため、地域のスポーツ指導者を活用するなど人材の派遣体制を整備する。また、元トップアスリートの派遣、本県の体力課題に特化したプログラムの実施及び効果検証を行うことで、運動の楽しさを実感させ、児童生徒の運動に取り組む内発的動機を高め、運動の習慣化を促進する。

（３）部活動改革の推進

- ① 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の方針を踏まえ、改革推進期間終了後の令和８年度に向け、「地域移行型」「地域移行と地域連携のハイブリッド型」「地域連携型」などの具体的なロードマップを含む地域移行推進計画を地域移行推進会議において検討するとともに、地域連携・地域移行に向けた実証事業を実施する。
- ② 「いきいき運動部活動（４訂版）」に基づき持続可能な運動部活動を進めるとともに、部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動の指導や大会引率等が単独でできる部活動指導員を中学校や高校に配置し、中学校での指導員の配置を拡充する。

４ 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成

（１）兵庫型「キャリア教育」の推進

－小・中・高等学校－

- ① 小・中・高 12 年間をつなぎ、将来、社会の中で自立するために必要な能力を育成するため、兵庫版「キャリア・パスポート」や「高校生キャリアノートモデル」を活用し、小・中・高等学校の連携による発達段階に応じたキャリア教育に取り組む。

- ② 校種間連携の在り方について検討・実践するとともに、キャリア教育推進委員会及び中高意見交換会を開催する。

－高等学校－

- ① 工業科を設置する県立全日制高等学校において、生徒の技術力の向上や技能検定・高度な資格取得のため、ものづくりに関わる高度熟練技能者等による実技指導を行う『『ひょうご匠の技』探求事業』を実施する。
- ② 農業・商業・水産・家庭に関する学科を設置する県立高等学校において、生徒の高度な資格取得やスキルアップのため、各分野の専門家による実技指導を行う『『ひょうごの達人』招聘事業』を実施する。
- ③ カーボンニュートラル社会を牽引する技術者およびキーテクノロジーである蓄電池技術を支える人材の育成に向けて、地域・企業・大学等と連携したネットワークを構築し、バッテリー人材育成に向けたカリキュラム開発等の研究を行う。
- ④ 全ての高等学校において、生徒一人一人の勤労観、職業観や職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を育成するため、将来めざす職業に関わる職場や地域の企業等におけるインターンシップを実施する。【再掲】

(2) 社会的資質・能力の発達の支援

- ① 子どもたち一人一人の個性の発見と、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支える発達支持的生徒指導の推進等、改訂生徒指導提要の趣旨を踏まえた児童生徒支援がなされるよう、各種教員研修の充実に取り組む。

(3) 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

- ① 生徒の政治的教養を高めるため、県独自で作成した指導事例集を活用した取組を推進する実践研究会を実施する。
- ② 令和4年4月から成年年齢が18歳となったことを踏まえ、公民科や家庭科等の教育活動を通じて、生徒に必要な政治的教養を身に付けさせるとともに、金融に関する知識や消費者として必要な知識に関する指導の充実を図る。

5 特別支援教育の推進

(1) 連続性のある多様な学びの場における教育の充実

- ① 多様性を認め合い、共に過ごすための条件整備を推進するため、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供について理解促進を図るとともに、障害の有無に関わらず、共に認め合い、支え合うことができる学級経営、学校経営に向け指導・支援を行う。
- ② 就学先の決定に向けた保護者等への十分な情報提供や合意形成の必要性、合理的配慮の基礎となる環境整備等早期からの支援体制の充実等について、市町教育相談等連絡協議会の開催等を通じて周知するとともに、市町への指導・助言等の支援を行う。

- ③ 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が安定した学校生活や集団生活を送られるよう必要な支援を行う。
- (ア) 通級による指導・支援体制として、地域の拠点小・中学校に「学校生活支援教員」を配置する。
 - (イ) 高等学校における「通級による指導」を行うため、近隣の小・中学校や特別支援学校の協力を得て、特別の教育課程の編成や、効果的な通級による指導等を研究する。
 - (ウ) 高等学校における支援が必要な生徒への対応のため、「学校生活支援員(肢体不自由)」及び「学習活動自立支援員(発達障害等)」を配置する。
- ④ インクルーシブ教育システムの理念の構築に向け、全ての教職員が特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応力を高められるよう、効果的な研修を実施する。
- (ア) ユニバーサルな授業づくりや合理的配慮の提供等に関する管理職研修等を実施する。
 - (イ) 各種障害の理解や組織的な対応に必要な知識や支援方法、特性に応じた ICT 活用等についての研修を実施する。
- ⑤ 小・中・高等学校の各段階における学びの連続性を重視した指導・支援を充実するため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の共通様式化や統合型校務支援システムを活用する。
- ⑥ 特別支援学校高等部卒業生の個々のニーズに応じた進路実現をめざすため、早期からのキャリア教育を充実させるとともに、障害のある幼児児童生徒の社会参加が進むよう、共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解啓発を促す。
- (ア) 各発達段階において技能検定の視点を取り入れた学習や、実践的・段階的な作業学習等に取り組むとともに、企業関係者等に特別支援学校のキャリア教育の取組について広く周知を図る、「キャリア教育・社会参加推進事業」を実施する。
 - (イ) 企業等と連携した ICT 人材育成をめざし、技能検定の種目検討や企業等関係者・保護者等への理解啓発を進めるため、「指導の在り方に関する調査研究」を行う。
 - (ウ) 地域の拠点となる学校に就職支援コーディネーターを配置する。
- ⑦ 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地での生活基盤を維持・継続するため、「副籍ガイド」等を活用し、副籍を生かした居住地校交流を推進するとともに、日常的な交流及び共同学習を充実させる。
- ⑧ 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の自立や社会参加を支援するため、地域との交流活動や自然体験活動、社会体験活動の充実を図る。また、地元住民や小・中・高等学校の児童生徒を招いて、絆を深める交流活動を集中的に実施する。【再掲】
- ⑨ よりインクルーシブで、多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校を含めた 2 校以上の学校を一体

的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル」について検討する。

- ⑩ 特別支援学校の児童生徒の心理的な問題を解決するため、スクールカウンセラーを配置するとともに、教職員を対象とするカウンセリングマインド研修を実施する。
- ⑪ 日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の登下校時の保護者負担を軽減するため、福祉車両等を活用した医療的ケア児の適切な通学方法の調査研究を行う。
- ⑫ 通学支援検討委員会の提言を踏まえ、児童生徒及び保護者の負担を軽減するため、運行基準等を見直し、スクールバスを増車するとともに、バスの位置情報確認サービスの導入を実施する。
- ⑬ 「県立特別支援学校における教育環境整備方針」（令和4年2月策定）に基づき、特別支援教育の充実に向けた環境整備を推進する。
 - (ア) 東播磨地域において、市立学校施設を活用した新設校の整備、いなみ野特別支援学校の改築及び東はりま特別支援学校の校舎増築による狭隘化対策を推進する。
 - (イ) 但馬地域において、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合に向けた新設校の整備を推進する。
 - (ウ) 阪神地域において、川西カリヨンの丘特別支援学校を開校するとともに、むこがわ特別支援学校の新校舎整備による狭隘化対策を推進する。

(2) 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

- ① 障害のある幼児児童生徒の心身の健全な成長発達を図るため、県立総合教育センターにおいて、教育相談を実施する。また、教育・福祉・医療等の関係機関と連携した情報提供や指導助言、LD、ADHD等支援を必要とする幼児児童生徒に対する教育相談や、「ひょうご専門家チーム」の派遣等を実施する。
- ② 「教育・家庭・福祉の連携マニュアル」を活用し、学校と放課後等デイサービス事業所との連携など、教育・家庭・福祉における一貫した支援に組織的・継続的かつ計画的に取り組む。
- ③ 医療的ケア児の教育の充実を図るため、在籍する県立学校に医療的ケア指導医を派遣するとともに看護師を配置する。

6 幼児期の教育の充実

(1) 幼児期における教育の質の向上

- ① 幼稚園、認定こども園、保育所が連携し教員等の指導力の向上、保護者の理解促進等の方策について協議する幼児教育連携促進協議会を開催する。また、保護者が園における学びの視点や子どもの発達のプロセスを理解し、親子で成長の様子を書き込める「すくすく ひょうごっ子」を効果的に活用する。

(2) 幼保小の協働による架け橋期の教育の充実

- ① 幼稚園教育要領等に対応した幼児期と児童期をつなぐカリキュラムを活用し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

7 人生 100 年を通じた学びの推進

(1) 生涯学習・社会教育の振興

- ① 夜間中学の充実を図るため、神戸市、尼崎市及び姫路市における既存の夜間中学への広域的な受入れを支援するとともに、潜在的な希望者の把握のため夜間中学のさらなる周知・啓発に取り組む。
- ② 地域住民、団体等の参画により、地域学校協働活動を推進する体制を構築し、地域による学校を支援する活動や地域における学習支援・体験活動等を推進する。
- ③ 博物館等の活動を支援するボランティアに関する情報収集・提供・広報や、希望者の登録・派遣等を行うボランティアセンターを開設し、博物館等におけるボランティア活動を推進する。
- ④ 県立高等学校の特色となる科目や地域住民の関心が高い科目を地域住民に開放し、県立高等学校生徒と共に学ぶ場を提供する高等学校地域オープン講座を実施する。
- ⑤ 障害者の生涯学習を支える持続的・総合的なネットワークを構築し、障害のある方が利用しやすい美術館・博物館をめざす「ミュージアム・インクルージョン・プロジェクト」や「学びの場検索アプリ」の運用等を通じて、障害者の生涯学習を支援する。

(2) 社会教育施設の充実

- ① 児童生徒が芸術・文化・自然・歴史等に親しむ環境づくりを推進するため、小・中学生を対象に新デザインのココロンカードを配布し、利用促進を図るとともに、高校生の観覧料無償化を実施する。
- ② 県民誰もが気軽に芸術文化に親しめるよう、市町・民間事業者とも連携し、美術館・博物館等の無料開放や無料イベント、障害のある方や子育て世帯に配慮した取組等を実施する。
- ③ 2025年大阪・関西万博を契機として、県立社会教育施設等の活性化及び魅力を発信する大学生等を活用したプロジェクトを実施する。

— 県立美術館 —

- ① 「描く人、安彦 良和」展や「30年目の希望—19950117からのわたしたち(仮題)」等、魅力ある展覧会を開催する。また、様々なジャンルの芸術活動との融合など創造的な催し、子ども向けイベント、アウトリーチ活動などにより活性化に取り組み、県民芸術の振興を図る。

－歴史博物館－

- ① 「首里城と琉球王国」等の展覧会を開催する。また、インターネットを活用し「歴史博物館デジタルミュージアム」を展開する。
- ② 県民の郷土の歴史に関する理解を深め、教育、学術及びふるさと意識に根ざしたひょうごの文化の継承・発展に資するため、兵庫県を語る上で欠くことのできないテーマや地域の特色を象徴する事象などの調査研究を行う「ひょうごの歴史研究」を推進する。

－人と自然の博物館－

- ① 篠山層群化石の剖出作業を推進するため、市民ボランティア等の人材を継続的に育成する。
- ② 従来の収蔵庫の持つ標本・資料の収蔵機能に加え、展示ギャラリーや標本制作室などを併設した「コレクションナリウム」を活用し、人と自然が共生する環境の創造に関し県民の理解を深める「知と賑わいの拠点」としての機能をさらに高める取組を推進する。

－コウノトリの郷公園－

- ① 「コウノトリ野生復帰ランドデザイン」に基づき、野外及び飼育個体群の維持や自活の促進、生息域の拡大等に取り組むとともに、貸し出したコウノトリの飼育・繁殖への支援や、県内外の自治体とのネットワークづくりの推進等を実施する。

－考古博物館－

- ① 「動物と考古学」、「うつりゆく甲と冑」の展覧会を開催する。また、県内の史跡や博物館等による全県的なネットワークを活用した調査・研究や成果の公開・活用に取り組む。
- ② 「ひょうご発掘調査速報 2024」、「弥生の墓」の展覧会を開催し、館蔵資料を中心に兵庫県の地域文化の豊かさを紹介する。

－県立図書館－

- ① 県内公共図書館・公民館図書室等の職員の資質・専門性向上に向けた各種研修や、図書館と学校との連携強化を図る学校サポートプロジェクト等を実施する。また、県域の情報拠点としての機能が発揮できる図書・資料の収集と充実に取り組むとともに、電子書籍サービスの提供により、利用者の利便性の向上を図る。
- ② 開館 50 周年の節目を迎えるにあたり、記念事業としてイベントや県立図書館が歩んできた 50 年を所蔵資料で紹介する「50 周年記念展示」等を開催する。

(3) 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

- ① 「文化財保存活用大綱」に基づき、文化財の保存とともに、活用によるまちづくりなどを推進する。

- ② 良質な歴史文化遺産の保存・活用を全県的に推進するため、歴史的な景観と調和したまちづくりや、地域文化の継承に生かす登録文化財制度を活用するとともに、ヘリテージマネージャーや市町と連携しながら、歴史文化遺産を活用した個性ある地域づくりに取り組む。
- ③ 歴史文化遺産保護に関して交流協定を結んでいる神戸大学・大手前大学・園田学園女子大学と連携し、地域で守り伝えられた民俗文化財の歴史的価値を把握するとともに、地域の歴史文化遺産として活用する。

(4) 「する・みる・ささえる」スポーツへの参画

- ① 体育・スポーツの振興を通じ、青少年はじめ県民の健康で文化的な生活の向上を図るため、健康増進施設を運営管理する。

II すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

1 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

(1) 特別支援教育の推進【再掲】

「I 5 特別支援教育の推進」を参照

(2) 不登校児童生徒への支援【再掲】

「I 2 (5) 不登校への対応」を参照

(3) 多様な教育ニーズへの対応

- ① 多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心を培うため、家庭・地域との連携のもと多文化共生にかかわる事業に取り組む。【再掲】
 - (ア) 子ども多文化共生教育を推進する中核施設として、就学支援に関する各種多言語版資料の提供や、教育相談、情報提供等を行う「子ども多文化共生センター」を運営する。
 - (イ) 増加している外国人児童生徒等の学習支援や心の安定を図る取組などによる学校生活への早期適応を促進するため、日本語指導が必要な児童生徒等の母語を話すことができる「子ども多文化共生サポーター」の派遣を拡充する。
 - (ウ) 日本語（生活言語・学習言語）の習得と基礎学力の定着を図るため、小・中学校において日本語指導が必要な外国人児童生徒等を対象に日本語指導を推進する「日本語指導支援推進校事業」を実施する。
 - (エ) 市町と連携しながら外国人児童生徒等が散在する地域における受入促進及び日本語指導の充実支援体制の整備について実践的に研究する「外国人児童生徒等に対する教育支援事業」を実施する。

(4) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- ① 性別にとらわれることなく、個性や能力を発揮できる環境を構築し、誰もが互い

に支え合う社会を実現し維持していくため、人権尊重や男女共同参画についての理解を深める取組を推進する。

2 学校・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

(1) 家庭の教育力の向上

- ① PTAを核として、地域の子育てや子どもの安全・安心の確保等を地域ぐるみで行う教育支援活動の充実を図るため、地域住民の参画と協働を得て実施するPTCA活動を支援する。

(2) 地域の教育力の向上

- ① 地域と学校が連携・協働し、児童生徒の成長を支えていくため、地域学校協働本部とコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置する学校）等の仕組みを一体的に推進する市町の取組を支援する「地域と学校の連携・協働体制推進事業」を実施する。また、コミュニティ・スクールの導入促進及び活動の充実へ向け、具体的な導入方策や地域学校協働活動の充実等の実践研究に取り組む。
- ② 地域社会が「県立学校が推進する特色ある教育」を支援する体制を構築するため、地域と協議・連携して活動する兵庫県版コミュニティ・スクールを実施し、社会教育委員会議を活用して制度導入へ向けた検討を進める。
- ③ 学校の活動を周知するとともに、その評価を行い、地域に対して説明責任を果たすため「学校評価ハンドブック」及び「学校評価ガイドライン」に基づく学校評価に取り組む。

3 子どもの育ちを社会全体で支える取組の推進

(1) 子どもたちの創造的な活動等を支援する取組の推進

- ① 従来の「教育推進月間」に加え、「ひょうご教育の日（仮称）」を制定し、すべての県民が兵庫の教育について考える機運を高め、次世代を担う子どもたちの教育に関する取組を県民全体で推進する。

(2) 働き方改革・新しい働き方やワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進など、地域の大人たちや企業・団体がこれまで以上に教育に関わりやすくするとともに、学校・家庭・地域の取組に保護者が積極的に参画することができるよう環境づくりを推進する。

4 関係機関等との連携の強化

(1) 関係機関等との連携の強化

- ① 学校だけでは解決困難な問題行動の背景にある児童生徒の置かれた様々な問題に対応するため、関係機関との連携・調整を図る「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」を実施する。【再掲】

(2) 教育データ利活用に関する研究

- ① 「個別最適な学び」の実現、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応に向けて、教育データの利活用に関する取組事例の収集や課題の整理、具体的な方策等を研究する。

5 子どもたちの安心・安全の確保

(1) 安全教育の推進

- ① 防犯・交通安全など、児童生徒に安全に対する知識や能力を身に付けさせる「学校安全総合支援事業」を実施する。

(2) 「兵庫の防災教育」の推進

- ① 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ、災害時に主体的に判断して実践する力とともに、助け合いや共生の心を育成するため、教科横断的な視点で各教科等に位置づけて防災教育に取り組む。
- ② 阪神・淡路大震災から30年を契機に、次世代の兵庫を担う小・中・高等学校の児童生徒に対して、震災の記憶を伝え、次世代への記憶の伝承を図るとともに想定される巨大災害へ備えるため、防災教育「絆」フォーラム等を実施する。
- ③ 「学校防災マニュアル」や大学教授等の学校防災アドバイザーによる指導助言を踏まえ、地震のみならず近年多発する気象災害にも対応できるよう学校防災体制及び防災教育の充実を図るとともに、防災教育副読本「明日に生きる」(小学生用(高学年))を改訂する。また、中・高校生用の副読本改訂を検討する。
- ④ 地域特有の災害や南海トラフ巨大地震に備えて、地域住民、専門機関等と連携した防災訓練を実施する。
- ⑤ 学校における地域防災活動の充実及び高校生等を対象とする防災ジュニアリーダーの育成を図るため、地域の防災リーダーとしての活動を学ぶ学習会の開催や、被災地におけるボランティア活動等を実施する。
- ⑥ 震災・学校支援チーム(EARTH)の構成員に対し、防災の専門的知識及び実践的な対応力の向上を図るための訓練・研修を実施する。
- ⑦ 全ての新任教職員が災害対応能力を身につけ、質の高い防災教育を実践するため、実際の震災体験等に触れる研修を実施する。
- ⑧ 令和6年能登半島地震の被災地である石川県において、石川県教育委員会及び珠洲市教育委員会(カウンターパート)からの要請に基づき、震災・学校支援チーム(EARTH)を派遣し、各学校の課題に応じたきめ細やかな支援を実施する。

(3) 学校の危機管理体制の向上

- ① 地域特有の災害や南海トラフ巨大地震に備えて、地域住民、専門機関等と連携した防災訓練を実施する。【再掲】
- ② 全ての新任教職員が災害対応能力を身につけ、質の高い防災教育を実践するた

め、実際の震災体験等に触れる研修を実施する。【再掲】

- ③ 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策検証報告書（令和5年度）を踏まえ、今後、新たな感染症の流行等に備える。

Ⅲ 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

1 教育 DX の実現に向けた教育の情報化の推進

(1) 1人1台端末の活用推進

- ① Society5.0時代の学校教育を支える新しい学習基盤として整備した無線LAN、大型提示装置等のICT環境等を活用するとともに、新たに県立学校の教員1人1台の指導者用端末を導入し、個々の児童生徒に応じた「個別最適な学び」や、多様な人々と学び合う「協働的な学び」などに取り組む。
- ② 全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、県立学校及び市町立学校（義務教育段階）の情報通信機器（タブレット端末）等を整備する。

(2) 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成【再掲】

「I 1（3）情報活用能力（情報モラルを含む）の育成」を参照

(3) 教員のICT活用指導力の向上

- ① 公立小・中学校での1人1台の学習用端末の整備やデジタル教科書への対応及び県立学校でのBYODの導入を踏まえ、県立総合教育センターの研修受講やHYOGOスクールエバンジェリスト等による授業実践例の活用を促し、ICT活用指導力の向上に取り組む。
- ② 各校において教育の情報化を推進するリーダーを育成するため、小・中・高・特別支援学校の教員を対象に情報教育研修会を開催する。
- ③ 教員のICT活用を支援し、ICTを活用した学びを推進するため、各学校からの問い合わせ窓口となるGIGAスクール運営支援センター等を県教育委員会及び市町教育委員会に設置するとともに、ICTの活用に関して各市町の課題や好事例の共有等を行う連絡協議会を開催し、広域での連携を図る。

(4) 校務改善と教育環境充実に向けたICT環境の整備・充実

- ① 授業等において教材や様々な資料がインターネットを通じて円滑に活用できるよう、改正著作権法に基づく対応を行い、教育用クラウドサービスの利用や遠隔学習に取り組む。
- ② 「教職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」に基づき、授業以外の業務量を削減するため、組織体制及び勤務環境を整備するとともに、先進事例の取組促進及びICTを活用した業務の効率化に取り組む。
(ア) 教職員の負担軽減や保護者の利便性向上につなげるため、授業料等学校徴収金

における収納代行や徴収金管理システムを導入する。(令和6年度4月運用開始予定)

- (イ) 教員のICT活用を支援し、ICTを活用した学びを推進するため、各学校からの問い合わせ窓口となるGIGAスクール運営支援センター等を県教育委員会及び市町教育委員会に設置するとともに、ICTの活用に関して各市町の課題や好事例の共有等を行う連絡協議会を設置し、広域での連携を図る。【再掲】
- (ウ) 出席管理・成績処理等を行う統合型校務支援システム及びサービスシステムを運用する。
- (エ) 高等学校及び特別支援学校の就学支援制度申請にかかる保護者等の利便性向上と審査・認定業務の効率化を図るため、オンライン申請システムを導入する。(令和7年3月運用開始予定)
- (オ) 特別支援教育就学奨励費の支給等にかかる業務を効率化するため、業務全般を一元管理できるシステムに改修する。(令和6年4月運用開始)
- (カ) 教職員の給与関連の申請・情報照会等の手続をシステム化を実施する。
- (キ) 教職員の旅行申請・旅費請求等手続のシステム化を実施する。(令和6年4月運用開始)
- (ク) 公立高校入学者選抜の出願・入学考査料の決済から合格発表までが一連となったシステムを導入する。(令和7年度入試一部運用予定)

(5) 教育データ利活用に関する研究【再掲】

「Ⅱ4(2) 教育データ利活用に関する研究」を参照

2 修学環境の整備・充実

(1) 安心・安全な教育環境整備の推進

- ① 県立学校の特別教室への空調設備の設置、体育館等照明のLED化、エレベータ設等のバリアフリー対策など、学習環境の整備・充実に取り組む。
- ② 「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画(R4~R8)」に基づき、学校施設の長寿命化改修等を計画的に実施する。
- ③ 学校施設の環境改善として、選択教室や体育館の空調整備、発展的統合に伴う整備など、施設の環境改善を集中的に実施する。
- ④ 生徒等が充実した学校生活を送ることができる環境整備として、授業や部活動で使用する用具・備品、各校の状況、特色に応じた整備を集中的に行う。
- ⑤ 部活動等を行う生徒から要望がある学校グラウンドの人工芝生化をモデル的に整備する。
- ⑥ 学校、家庭及び関係機関の連携による児童生徒の安全確保を図るため、教育手法(教材研究、研修会)の開発や学校安全への専門的指導・助言を行うアドバイザーの派遣等を支援する「学校安全総合支援事業」を実施する。【再掲】
- ⑦ 市町教育委員会や各学校における危機管理対応マニュアルなどを活用した学校危

機管理対策を推進するため、教職員に加え、学校安全ボランティアも対象とした「学校安全教室講習会」を開催する。

(2) 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ① 経済的な理由により困難を抱える児童生徒等に対して、支援を行う。
 - (ア) 授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給する。
 - (イ) 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給する。
 - (ウ) 教育費全般を支援するため（公財）兵庫県高等学校教育振興会による奨学資金貸与事業を実施する。
 - (エ) 東日本大震災に伴い、本県に避難している児童生徒の就学費用の援助をするため、国の被災児童生徒就学支援等事業交付金を支給する。
 - (オ) 県立学校における1人1台端末の活用に向け、生徒の端末準備を支援するため、無償貸与を行う。
 - (カ) 高校生等の海外留学の派遣費用に対する支援金を支給する。【再掲】

3 教職員の資質・能力の向上

(1) 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

- ① 全国的に教員志望者の減少や教員不足が課題となる中、教員志望者を確保するため、教員の魅力発信に取り組む。
 - (ア) 教員募集 PR 動画の追加制作
 - (イ) 年間2回の大学訪問
 - (ウ) 県立学校の進路ガイダンスへの県職員の派遣
- ② 専門性はもとより、チャレンジ精神が旺盛で高い倫理観と使命感を有する優秀な教員を確保するため、人間性・資質の重視に加え、自身の実体験を通じた教育観を確認する面接など、教員採用方法の工夫・改善を図る。また、公正性の確保、透明性の向上の観点から面接評価項目の公表などに取り組む。
 - (ア) 選考試験開始日の早期化
 - (イ) 大学3年生等への出願資格の拡大
 - (ウ) 特別免許状授与を前提とした特別選考の実施教科の拡大
 - (エ) 教員免許状取得期間猶予の付与を前提とした特別選考の新設
 - (オ) 採用地域を限定した特別選考の新設
 - (カ) 一部校種・教科における第2次選考試験実験実技試験の廃止
 - (キ) ICTを活用した模擬授業実施教科の拡大
 - (ク) 但馬地域試験場の新設
- ③ 学校における臨時講師等について、市町組合教育委員会とも連携しながら、人材確保に取り組む。
 - (ア) 登録情報の一括管理による校種、地域を越えた幅広い情報共有及びマッチングの強化、教員養成大学や定年退職者等への働きかけの強化やペーパーティーチャ

- 一等支援講座を実施するとともに、臨時免許状希望者人材バンクを活用する。
- (イ) ハローワークでのポスター及びチラシの提示やインターネットを活用した民間求人媒体の積極的な活用を行う。
- ④ 「県立教育研修所」と「県立特別支援教育センター」を統合し、教職員の研修・研究及び教育相談における一層の充実と合理化・効率化を図る。
- (ア) 「兵庫県管理職・教員資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、「初任者研修」や「中堅教諭等資質向上研修」など、教員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修を実施するとともに、ICT能力の育成と特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応を強化する項目として、研修履歴を活用して教職員の研修受講を促進する。
- (イ) 公立小・中学校での1人1台の学習用端末の整備やデジタル教科書への対応及び県立学校でのBYODの導入を踏まえ、県立総合教育センターの研修受講やHYOGOスクールエバンジェリスト等による授業実践例の活用を促し、ICT活用指導力の向上に取り組む。【再掲】
- (ウ) 教職員研修管理システムにおいて記録した教職員の研修履歴を活用し適切な研修の受講を奨励することにより、公立学校教職員の主体的・効果的な資質向上を図る。
- (エ) 児童生徒、保護者、学校等からの不登校に関する相談や教職員への研修等を行うため、県立総合教育センター内に不登校児童生徒部門を設置する。【再掲】
- (オ) ひょうごっ子悩み相談センターにおける面接（対面又はオンライン）及び24時間ホットラインによる悩み相談、教育事務所に設置する「ひょうごっ子悩み相談センター分室」等により、いじめの早期発見・早期対応に努める。【再掲】
- (カ) 障害のある幼児児童生徒の心身の健全な成長発達を図るため、県立総合教育センターにおいて、教育相談を実施する。また、教育・福祉・医療等の関係機関と連携した情報提供や指導助言、LD、ADHD等支援を必要とする幼児児童生徒に対する教育相談や、「ひょうご専門家チーム」の派遣等を実施する。【再掲】
- ⑤ 教職員の資質・能力の向上を図るため、研修や表彰等を実施する。
- (ア) 「教職員人事評価・育成システム」の評価の客観性や信頼性を高めるため、学校管理職等の評価能力の向上のための研修を実施する。
- (イ) 指導力が不足する教員を対象に、研修等の支援を行う「指導力向上を要する教員のフォローアップシステム」を実施する。
- (ウ) 職務意欲や資質能力の向上を図るため、優秀な教職員の表彰を行う。
- (エ) 学習環境、生徒指導、授業に関わる多様な教育課題に係る先導的な研究を支援する「教職員自主的研究推進事業」を実施する。
- ⑥ 学校における厳正な情報管理のため、教育情報セキュリティポリシー等に基づき、児童生徒の個人情報や教務・生徒指導上の情報等の取扱いの適正な管理を徹底する。

(2) 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実

- ① きめ細かな指導や、専門性の高い教科指導等による教育の質の向上を図るとともに、障害のある子どもたちや外国人の子どもたちへの指導、いじめや不登校への対応を含め、多様な教育ニーズに応じた学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図る。

4 学校の組織力の向上

(1) 働きがいのある学校づくりの推進

ー県立学校・市町立学校共通の取組ー

- ① 風通しのよい働きがいのある職場環境をめざし、ハラスメント防止指針に基づき、研修を実施する。また、事案が発生した際、早期解決につなげるため、教職員・保護者等が相談可能な窓口を周知するなどの総合的な対策を実施する。
- ② 教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送れるよう、年休取得の促進を図るとともに、夏季休業期間を中心に学校閉庁日を設定する。
- ③ 業務量の削減や業務の効率化を進めるため、教職員の勤務時間適正化先進事例集 GPH100 を随時更新し、内容の充実を図るとともに、民間コンサルタントをモデル校に導入して得られた、民間の視点による提案や専門的な助言等の周知・活用を図る。
- ④ 教員の ICT 活用を支援し、ICT を活用した学びを推進するため、各学校からの問い合わせ窓口となる GIGA スクール運営支援センター等を県教育委員会及び市町教育委員会に設置するとともに、ICT の活用に関して各市町の課題や好事例の共有等を行う連絡協議会を設置し、広域での連携を図る。【再掲】
- ⑤ 障害者の就労機会をより一層確保するため、障害者活躍推進計画に基づき、障害者を対象とした教員採用試験特別選考を実施するほか、臨時的任用職員等を希望する者に対して障害者人材バンクを活用する。

ー県立学校における取組ー

- ① 教員等の業務負担軽減を図るため、学校業務の支援を担う業務支援員（地域の外部人材）を全県立学校（定時制・通信制を除く）に配置する。
 - ② 部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動の指導や大会引率等が単独でできる部活動指導員を配置する。【再掲】
 - ③ 令和3～5年度に実施した夏季休業中における「テレワーク兵庫」を活用した在宅勤務の試行を検証し、在宅勤務の制度化について検討する。
 - ④ 「教職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」に基づき、授業以外の業務量を削減するため、組織体制及び勤務環境を整備するとともに、先進事例の取組促進及び ICT を活用した業務の効率化に取り組む。【再掲】
- (ア) 教職員の負担軽減や保護者の利便性向上につなげるため、授業料等学校徴収金における収納代行や徴収金管理システムを導入する。（令和6年度4月運用開始予

定)

- (イ) 教員の ICT 活用を支援し、ICT を活用した学びを推進するため、各学校からの問い合わせ窓口となる GIGA スクール運営支援センター等を県教育委員会及び市町教育委員会に設置するとともに、ICT の活用に関して各市町の課題や好事例の共有等を行う連絡協議会を設置し、広域での連携を図る。
 - (ウ) 出席管理・成績処理等を行う統合型校務支援システム及びサービスシステムを運用する。
 - (エ) 高等学校及び特別支援学校の就学支援制度申請にかかる保護者等の利便性向上と審査・認定業務の効率化を図るため、オンライン申請システムを導入する。(令和 7 年 3 月運用開始予定)
 - (オ) 特別支援教育就学奨励費の支給等にかかる業務を効率化するため、業務全般を一元管理できるシステムに改修する。(令和 6 年 4 月運用開始)
 - (カ) 教職員の給与関連の申請・情報照会等の手続をシステム化を実施する。
 - (キ) 教職員の旅行申請・旅費請求等手続のシステム化を実施する。(令和 6 年 4 月運用開始)
 - (ク) 公立高校入学者選抜の出願・入学考査料の決済から合格発表までが一連となったシステムを導入する。(令和 7 年度入試一部運用予定)
- ⑤ 教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、教職員のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善に取り組む。

一市町立学校の取組一

- ① 教員等の業務負担軽減を図るため、学校業務の支援を担うスクール・サポート・スタッフ（地域の外部人材）の希望する全小中学校への配置を支援する。
- ② 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の方針を踏まえ、改革推進期間終了後の令和 8 年度に向け、「地域移行型」「地域移行と地域連携のハイブリッド型」「地域連携型」などの具体的なロードマップを含む地域移行推進計画を地域移行推進会議において検討するとともに、地域連携・地域移行に向けた実証事業を実施する。【再掲】
- ③ 中学校において、部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動の指導や大会引率等が単独でできる部活動指導員の配置を拡充する。【再掲】

(2) 教職員の健康管理

- ① 本庁、地方機関、教育機関、県立学校の各所属が、教職員の心の健康の保持増進及び活気ある職場づくりに積極的に取り組むよう、「心の健康づくり計画」に基づき、教職員のメンタルヘルス対策を一層推進する。
- ② スムーズな復職と再度の病気休暇等取得の防止をめざし、リワーク支援プログラム等を実施する。

- ③ 教職員の精神疾患による療養者の減少を図るため、教育事務所にメンタルヘルスアドバイザーを配置し、医療機関との連携により、予防対策から復職支援、復職後のフォローアップまで総合的に取り組む「教職員のメンタルヘルス総合対策事業」を実施する。
- ④ 教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、教職員のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善に取り組む。【再掲】

(3) 管理職の確保・育成

- ① 管理職の養成、資質の向上を図るため、学校経営や教育行政の基礎、学校経営の改善や学校マネジメント能力の育成を図る「学校管理職・教育行政職特別研修」等を実施する。
- ② 主幹教諭に対し、円滑な学校運営や教員等の能力向上、教員集団の中でのリーダーとしての資質向上をめざした研修を実施する。
- ③ 「第2次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」に基づき、学校運営における意思決定過程への女性の参画や働きがいのある職場づくりに取り組む。